

捨印

団体コード*	
車種区分	

平成 年 月 日

関東運輸局長殿

申請者 団体名
 許可番号
 住 所
 氏 名 印

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の運賃（定額運賃）設定届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の運賃（定額運賃）を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、届出をします。

記

1. 氏名及び住所

氏 名
 住 所

2. 設定しようとする運賃（定額運賃）を適用する営業区域
東京都特別区・武三交通圏3. 設定しようとする運賃（定額運賃）の種類、額及び適用方法
別紙のとおりとする。

4. 実施日

平成 年 月 日

※東京運輸支局へ届け出後、受付印のあるこの用紙を都個協へ必ずFAX送信(3947-9167)してください。

別 紙（特別区武三～成田国際空港）

1. 設定しようとする運賃の種類

平成14年7月1日付け関東運輸局長公示「特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて（以下「成田定額公示」という。）」に基づく定額運賃とする。

2. 定額運賃を適用するエリア

成田定額公示1. に定めたゾーンのうち、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン、Dゾーンとする。

3. 定額運賃の額等

(1) 算出の基礎となる距離制運賃(公定幅運賃)等

(注) 設定しようとする車種区分のみ記載すること。

①距離制	特定大型車	初乗運賃	k mまで	運賃	円
		加算運賃	mまでを増すごとに		円
	大型車	初乗運賃	1.052 k mまで	運賃	4 1 0 円
		加算運賃	2 3 7 mまでを増すごとに		8 0 円
	普通車	初乗運賃	1.052 k mまで	運賃	4 1 0 円
		加算運賃	2 3 7 mまでを増すごとに		8 0 円
②遠距離割引			9 0 0 0円を超える額について		1 割引
③深夜早朝割増			2 2時から 5時まで		2 割増
④障害者割引					1 割引

(2) 定額運賃の額

成田定額公示 2. に基づき算出した次表の額とする。

適用ゾーン	車種区分	公定幅運賃 (円)	定額運賃 (円)	深夜早朝割増 適用定額運賃 (円)	障害者割引 適用定額運賃 (円)	深夜早朝割増及 び障害者割引適 用定額運賃 (円)
Aゾーン	特定大型車	—	—	—	—	—
	大型車	17,690	16,000	19,000	14,400	17,100
	普通車	17,690	16,000	19,000	14,400	17,100
Bゾーン	特定大型車	—	—	—	—	—
	大型車	21,850	20,000	24,000	18,000	21,600
	普通車	21,850	20,000	24,000	18,000	21,600
Cゾーン	特定大型車	—	—	—	—	—
	大型車	23,770	22,000	26,000	19,800	23,400
	普通車	23,770	22,000	26,000	19,800	23,400
Dゾーン	特定大型車	—	—	—	—	—
	大型車	25,610	23,000	28,000	20,700	25,200
	普通車	25,610	23,000	28,000	20,700	25,200

(注) 上記 3. (1) で記載した車種区分に該当する箇所のみ記載すること。

4. 適用方法

- (1) 車種区分は、平成 14 年 1 月 17 日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運賃及び料金に関する制度について」3. の区分に基づき設定した公定幅運賃の車種区分による。
- (2) 有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。
- (3) 定額運賃は、予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。
- (4) 運行の中止等の場合の措置として、運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の運送におけるものと同様に操作する。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本届出による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本届出による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の收受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- (6) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯（午後 10 時～午前 5 時）の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (7) 障害者割引の対象者及び確認方法は、現に認可を受けている障害者割引の適用方による。